

平成 22 年第4回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成22年11月29日 開 議 午前9時30分

	大岡議長	おはようございます。 執行部、福祉保険課長 竹林昌秀君欠席のため、課長補佐 兼近実君が出席しておりますので、ご報告をいたします。 ただ今の出席議員は18名であります。 定足数に達しておりますので、平成22年第4回まんのう町議会臨時会を開会いたします。 招集者であります、町長のご挨拶をお願いいたします。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	みなさん、おはようございます。 本日は、平成22年第4回のまんのう町議会臨時会をお願い申しあげましたところ、大変、月末のお忙しい中、ご参加、ご出席をいただきましてありがとうございます。 秋は、運動会、また文化祭、公民館まつりと、大変、行事が多ございました。そのような中で、議員のみなさん方の暖かいご支援、ご協力によりまして、色々なイベント等が盛大にできましたことを、心から厚くお礼を申しあげます。 本日は、上程させていただいておりますのは、議案4件でございます。慎重審議の上ご議決賜りますよう、よろしく願いを申しあげまして、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
	大岡議長	ただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。
	青野議会事務局長	事務局長 青野進君。 それでは、ご報告申しあげます。 町長から地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分議案1件を受理いたしました。 町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案3件を受理いたしました。 次に、地方自治法第112条及びまんのう町議会会議規則第14条の規定に基づく議員提出議案1件を受理いたしました。 以上で報告を終わります。

日程第 1	大岡議長	議会報告を終わります。
日程第 2		日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において、17 番 谷森哲雄君、1 番 川西米希子君を指名いたします。 日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。 これに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって会期は 1 日間と決定いたしました。
日程第 3		日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認について、まんのう町交通傷害保険条例の廃止についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	それでは、ただ今上程されました、議案第 1 号 専決処分の承認についての提案理由をご説明申しあげます。 今回の、まんのう町交通傷害保険条例の廃止につきましては、多種多様な保険制度の充実等による社会環境の変化に併せ、契約相手である保険者から保険事業撤退通知が 9 月中旬に届けられたことで、当該保障制度の保険期間である 11 月からが履行できず、また新たな保険事業継承者の目途も立たないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 10 月 31 日をもって、まんのう町交通傷害保険条例の廃止を専決処分により行いましたので、同条第 3 項の規定によりご承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 5 番 本屋敷崇君。
	本屋敷議員	内容はよく分かるんですけども、現在までの加入状況と、その後、もしそういう方がいたのであれば、加入されてた方がいた

	本屋敷議員 大岡議長 齋部総務 課長 大岡議長	のであれば、無くなることによって、どのように処理したのかという部分を教えていただいてもよろしいでしょうか。 総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えをいたします。 この保険制度はですね、過去は1, 0 0 0人を超えての登録者がおりましたが、去年は3 4 0、3 5 0ぐらいまで、人数が落ちております。先ほども町長が申しましたように、保険事業者の方からですね、9月中旬に撤退をするという通知がまいりまして、私共の方といたしましてはですね、早急に住民のみなさんにご通知を申しあげないかんということがございましてですね、広報等でですね、事前周知をさせて、実はいただいております。 後は、それぞれの問合せがあれば、私共の方から詳細をまたお知らせしてですね、少しでも住民のみなさんがご不審をいただかないように、させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。 他に質疑はございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただ今議題となっております、議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第1号 専決処分の承認について、まんのう町交通傷害保険条例の廃止についての件を採決いたします。
--	---	---

日程第 4 日程第 5	大岡議長 栗田町長	本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり承認されました。 日程第 4 議案第 2 号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正について、 日程第 5 議案第 3 号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、 以上、議案第 2 号、議案第 3 号の 2 議案を一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今、上程されました 2 議案につきまして、ご説明を申し上げます。 本年 8 月 1 0 日に出了されました人事院勧告の内容は本年も厳しい社会情勢を反映し、月例給で最大 0. 1 9 %の減額と 5 5 歳を超える職員の給与支給額を一定率減額及び給与表の引き下げ、また期末・勤勉手当においても 0. 2 ヶ月の引き下げとなっております。 本町におきましては、従来より人事院勧告の趣旨を尊重していることから、国家公務員や他の地方公共団体の職員との均衡等を考慮し、給料表及び諸手当の改定等を行うものでございます。今回の条例改正をお願いするものでございます。 まず議案第 2 号のまんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。 内容につきましては、月例給を平均 0. 1 %の減額と 1 2 月の期末勤勉手当を 0. 2 ヶ月引き下げ、関連して再任用職員につきましても引き下げいたします。また、改定の対象となる中高年層の職員に限り、平成 2 2 年 1 2 月に支給する期末手当から 4 月に遡及し、給与等と 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当に調整率を乗じて得た額を減じた額を支給するものでございます。 また、平成 2 3 年以降の年間期末勤勉手当につきましても 3. 9 5 ヶ月に引き下げいたします。 尚、本年の人勧では 5 5 歳を超える 6 級の職員給与 1. 5 %の引き下げが勧告されましたが、本町では職務の逆転現象が多く発生するため今回は見送りいたしました。 次に、議案第 3 号のまんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。 内容といたしましては、人事院勧告に伴い、特別職の国家公務員の期末手当を 0. 1 5 ヶ月引き下げを予定していることから、
------------------------	-------------------------	--

栗田町長 大岡議長 齋部総務課長	本町の特別職の職員で常勤のものの期末手当等も年間0.15ヶ月引き下げを行うものでございます。 なお、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。 総務課長 齋部正典君。 それでは、みなさま方のお手元にお配りをさせていただいております、議案第2号をお目通しをいただきたいと思います。 まず、この2号のまんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。 第1条第1表をお開きください。右が改正前で左が改正後でございますので、改定後でご説明申し上げます。 第4条別表第1関係のとおり、給料表の改定で最大0.19%、平均0.1%の減額を行います。 また、第20条関係では、平成22年12月に支給する期末手当の一般職の支給率を100分の135に改正し、併せて再任用職員についての読み替え規定を改正するものでございます。 また、第21条関係では、平成22年12月に支給する勤勉手当の一般職の支給率を100分の65に改正し、これも併せて再任用職員についての読み替え規定を改正を行います。 続きまして、第1条第2表関係のご説明を行います。 内容につきましては、第20条関係で、平成23年以降の6月に支給する期末手当の一般職の支給率を100分の122.5に、平成23年以降の12月に支給する期末手当の一般職の支給率を100分の137.5に改正し、併せて再任用職員についての読み替え規定を、これも改正いたします。 また、第21条関係では、平成23年以降に支給する勤勉手当の一般職の支給率を100分の67.5に改正し、これも併せて再任用職員についての読み替え規定を改正するものでございます 続きまして、第2条関係についてご説明を申し上げます。 平成18年10月に実施いたしました給与構造改革に伴う保障給の適用を受ける職員の給与について、給与表改定と同様に減額調整率の改正を行います。 また、平成22年12月に支給する期末手当に関しての特例措置である附則第2項では、給料表の改定の対象となる中高年層の職員に限り、平成22年12月に支給する期末手当から平成22年4月からですね、11月に支給された給与等並びに平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当に調整率、これは0.28%を乗じて得た額を減じた額を支給するものでございます。 附則3、4につきましても所要の改正を行うものでございます。 また、先ほど町長よりご説明がありましたが、本町の人事院勧告において、本年の人事院勧告におきまして、55歳を超える6
---------------------------------------	---

	齋部総務課長 大岡議長 三好議員	級の職員給与の1.5%の引き下げが勧告されておりますが、まんのう町では6級が最上位級であり、対象者は課長でございます。国のように10級の運用を行っていないため、40歳後半の職員は給与構造改革時に、保障給の適用を受けることになっており、この関係でですね、6級に至ってはほとんど給与に変動がないというようなことになっております。 よって、人勧を実施することによって、複数の課長職が同年代の課長補佐職に逆転現象で抜かれるという。また、同年代の係長と同等になるというような、非常に行政職務意欲に影響を及ぼすのではなかろうかということが考えられますので、今回はこの55歳の1.5%の削減についてはですね、見送りとさせていただきたいと思います。 次に、議案第3号のまんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、先ほど町長よりご説明が、申しあげましたとおり、人事院勧告に伴いまして、特別職の国家公務員の期末手当を年間0.15ヶ月分引き下げを予定しておりますので、同じく本町の特別職の職員で常勤のものの期末手当を年間0.15ヶ月減額するものでございます。 以上で説明とさせていただきますので、よろしく願いを申しあげます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、議案第2号、議案第3号の2議案に対しての質疑にはいります。 質疑はありませんか。 13番 三好勝利君。 今、町長また担当課長が説明したのは分かるんですけど、例えば職員の55歳以上について、本町は多少なりとも考えるという案がございました。これはやっぱり、その場その場で、非常にいいと思います。ただ、前にも申しあげましたように、この平成の大合併において、我々は泣く泣く本当に将来の町のため、県、国のためにおいて、ほんとに涙を飲んで合併をしたわけなんです。ですから、私も前にも申しましたが、したところ、やらないところ、全部お上の命令に従うんだったら、こんなやる必要なかったんです。はっきり言うて。そのへんはやっぱり町として、まんのう町はやっぱり合併して将来をどうあるべきかとやっとなだから、国の方針とは多少は逆行すると、というようなやっぱり馬力を持って、やはり議会も職員もやっぱりやらなければ、なんも全部、全部、ふなふな、ふなふな言うて同じかと。だから今55歳以上の場合、これええですよ。ね。まんのう町はこういうことはいかんと。と、言うのは職員のバランスがとれてないから、これ、ええでしょう。 それともう一つ、勤勉手当について言うでしょう。これ前々から私言おうと。勤勉手当言うのは、仕事一生懸命した者に対してつけるんですよ。一律の勤勉手当、これ意味がないですがな。はっきり言うて。ボーナスなんかでも、手当なんかでも、みな一律でしょう。そしたら、やっても、やらんでもやったら、みんなやらん。人間、そんなもんですよ。そのへんを、やはり合併して新
--	---------------------------------------	---

	三好議員	しい町でリーダーシップを取るんだったら、多少、一部の異論があると思いますが、やはりそのへんはやっぱりやっばりやっばり行く。他の業界になれば、電気、自動車。電気だったら、電気関係のことだけを考えとけばええんですよ。我々、行政の場合はこの広いとこの山の奥から裾まで、水問題、田んぼの問題、幼児、病気の問題、すべて保健、福祉すべてにおいて、なっとんですよ。これほど、重要なポストのポジションは、どこの場所を探してもないわけなんです。ですからやっぱり、中央が言うたからと言って、はいはい、はいはい言うて、尻尾振ってついて行くんでなしに、時にはやはりまんのう町はこうあるべきだと言う、町長のやっぱり力強いリーダーシップを発揮してもらいたい。 それと、町長の給与に関してでも、町長自身では言いにくいでしょう。私も知っております。町長となれば、厳しい選挙戦って、家族、すべてが24時間体制で動いております。今の数字見れば、我々が考えたら半分以下ですね、はっきり言うて。ですから、そういうふうな意見が住民の間からもあるでしょう。時にはやはり、住民の意見に反発することもやはり、リーダーとしては、私はとるべきだと思います。ですから、これに関しては、もうこの場に及んで反対はできません。もし、できるんだったら、この足元に火が点いたというより前から少しずつ論議して、こういうのをやっていただきたい。ただ、人事院勧告いうのは分かりますよ。人事院勧告だったら、すべて従う。ほんだからこの大同合併の時に総務省の全部の国かの命令に反発して、やらんとこがたくさんあるでしょうが。特に香川県なんかやっぱり、小さい町がたくさん残ってるじゃないですか。それと、うちみたいにやったとことが同じでは、やはり我々がやっぱり惨めに思います。はっきり言うて。町民でもやっぱりそういう考えの方もおられるんですよ。だから、すべてお上に従って全部が全部、ふなふな、ふなふなやるんだったら、こなな議会と執行部で、喧々諤々することない。前回も、余談になりますけど、自治会長会開いてやったでしょう。色んな意見が出てきました。もう少し、込み入った意見が出るかと思たら、まあ、第1回ですからまた次の会を楽しみにしときますけど、そういう点で、やはりすべてがすべてじゃなくして、本町は光ファイバーもつけた、デマンドタクシーも数少ない分でやっておる。そういうのは結局、特徴ですから、こういうのに関しても、やはりやっぱり町長の強いリーダーシップを発揮していただいて、それに対しておそらく議会も、まあ全部と言わずでも、何割の方は同調する議会がおるでしょう。
	大岡議長 栗田町長	ですから今回は、こういう状態でやって非常に残念ですけど、これを反対したところでどうなるもんでもありません。ただし、今後はやっぱりこういうケースが起きた場合は、十分執行部と議会も論議して、精査して、やって、私はいただきたいと思います。 町長 栗田隆義君。 三好議員さんの質問にお答えいたします。 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。今後については、また十分検討させていただきたいと思っております。

栗田町長 大岡議長 本屋敷議員	で、よろしくお願いいたします。 5番 本屋敷崇君。 何点かお聞きいたしたいと思います。今回の人事院勧告の方を受けての改定だと思われませんが、1点気になる部分としてですね、55歳以上の職員に対する減給は行わないという部分ですけれども、それはまあ仕方がないのかなと思う部分もあるんですが、その裏にある大きな部分として、年功序列型の給与体系を未だにとっているという部分が問題ではないかと思うんですよね。 平成17年の人事院勧告においては、職務、職階に合わせた給与表に年功序列型から替えるというような勧告も出ております。それに対して、今までに手を打ってきていないということからですね、このように、まあ、一部の課長職が、係長と同程度の給与額になってしまうというようなですね、職務、職階に合わせた給与体系になっていないことが、大きな問題だと思うんですよね。 合併したから仕方がないのかもしれませんが、当然、今後、仕事を続けていく上でですね、ここにお並びの課長職においても、そら、係長で何時間か月にですね、時間外をしたら、課長級より給料が上がるというふうになってしまっただけですね、先ほどにもありましたけれども、仕事の方に意欲が出ないというのは当然だと思うんですよね。じゃあ、このあたりのですね、17年の人事院勧告で、そのようなことも出ておりますのでですね、やはり、手をつけなければいけない、しょうがない部分ではないかと思うんです。先ほど三好議員さんのお話の中でもありましたけど、期末手当の支給方法であるとか、勤勉手当っていうのは、やはり、その職員の勤勉度に合わせた支給方法でなければいけないと。国の方はもう既にそうしておりますよね。なぜそれを取り入れないのか。その2点ですね。今後、この職務、職階に合わせた給与体系をどう構築していくのかと、その部分と勤勉手当、今年部分
大岡議長 齋部総務課長	はですね、どのように支給されるおつもりかという、2点をお聞きしたいと思います。 総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えをいたします。 まず1点、まんのう町の給与体系にはですね、職務、職階制になっていない、ということでございます。確かに国の定めた職務、職階制度には、まんのう町はなっておりません。そういうこともありますし、給与構造改革と言うのが平成18年にございまして、8級制度の給与体系が、まんのう町であれば6級までという形になっているわけでございます。その中で、上限、それまでいただいていた金額相当でですね、保障給ということで、抑えられたわけでございます。そして今に至ってはですね、みなさんの今、議員さんのみなさん方にお手元にお配りをしておりますように、議案の第2号にですね、給与表がついております。改正前、改正後がついておるわけですが、このところに6級の欄がございまして、1番下が42万いくらかという数字があります。要はそれが上限でございまして、過去はこれがですね、数字が書いてなくてもですね、その1年、1年昇給がされていたというのが過去でございまして、

	齋部総務課長 大岡議長 本屋敷議員	ざいます。ただもう、今の給与体系になりましてからは、もう頭打ちでそれからは給与はもちろん上がらないということになっております。そういう給与体系の変化の中で、40後半あたりですね、職員の給与がですね、下からは上がってきますが、課長職はもう頭打ちと、また、同年代であれば、昇給タイミングですね、昇給のタイミングによって、この給与表の行く欄がまた変わるわけですが、そのあたりのほとんど同じような金額等を推移していくような状況になってございます。現在の給与は年間で4つに分かれておりまして、50を超えるとですね、4つを2つずつに昇給するというようなことになっております。そういうことで、ますます年長と言いますか、年齢の高い職員の給与体系は、どんどん抑圧と言いますか、抑制をされておまして、下から行くのとの上が詰んでくると。国の方は10級制度を採っておる関係で、そういう管理職関係はその上の級へ上がっていく関係ですね、そのあたりの、今回のような人事院勧告の制度を運用したとしてもですね、逆転現象は生じにくいということが、どうもあるようでございます。市なんかでございまして8級、県も8でしたかね、あ、9級ですか。というふうな給与体系を運用してございます。そういう中で、町関係はですね、どうしてもこのような給与体系では非常に影響が出るということでございます。今後、給与表の運用は国の制度に従って、過去のような渡りとかいうのもなく、その運用を勤めて行っておりますので、よろしくお願い申し上げます。 それと勤務度に合わせた、給与の支払と言いますか、一律、今現在は勤勉手当というのは一律でございます。このあたりにつきましては、まんのう町も人事評価の取り組みをですね、今、鋭意、担当の方で進めて、事務を進めております。23年度から、今までもそれぞれの事務事業評価なり、しながらですね、人事評価への繋がりをやっておるわけでございますが、23年度にはですね、それ用の手続きに入ってます。ただ、実質的に勤勉手当に影響が出るというようなことになるのは、もう1年ほど余裕をみることになるのかなと、今年1年は、23年度についてはですね、人事評価、全体的にその評価のやり方、あり方をですね、全体に周知をしながら、その制度にみなさん慣れていただくことからまず入るのかなというふうには考えております。よろしくお願い申し上げます。 5番 本屋敷崇君。 ご説明の方で、分かるのは分かるんですけどもですね、地方分権一括法からですね、基本的に地方の方での、独自の裁量権によって、決めれることがたくさんあると思うんですよ。その中で、人事院勧告を見てても、その地域、地域に合わせた給料体系であるとか、先ほどの職務、職階に合わせた給与体系であるとか、そういうことを人事院で勧告してきていることを考えればですね、また、この給与に関する条例と言うのはまんのう町で条例を作るものですから、やはり、国の給与表をですね、に、準じてして行くということに、もう既に限界があるんじゃないかなと思うんですよ、私個人としては。やはり、これから今の合併後、合併
--	---	---

本屋敷議員	後、3町が合併したことも含めてですね、もう一度、給与体系の見直しというものは必要でないかと。毎年、人事院勧告が来る度に、こういったふうにですね、逆転現象が起こったりとかいうふうに、国の人事院勧告によって右往左往するわけですね。しかし、まんのう町としての独自の職務、職階に合わせた給与体系というものを作ってしまえばですね、人事院勧告に左右される部分というのも少なくなるのではないかと、私個人としては思うんですけども、今3町の合併した時点で、各3町で給与体系が、同じ年でありながら、同じ職務でありながら、給与が違うということ自体、これはもういかがなものかなと思いますので、これを期にですね、まんのう町独自の職務、職階に合わせた給与表というものを作ってみる気はないのかどうかという部分だけ、町長の方にお聞きしまして、終わりたいと思います。
大岡議長 栗田町長	町長 栗田隆義君。 本屋敷議員さんの質問にお答えいたします。 貴重なご意見として承って、今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。
大岡議長	他に。 12番 藤田昌大君。
藤田議員	12番、藤田ですが、人勤制度に関してですね、今まで完全実施いうことで、泣く泣く認めてきたわけでありましてけれども、今回初めて55歳以上の中ですね、完全実施の一部が崩れたという、言葉遊びの中ではそういった感覚になるんですよね、と言いますことは、遡及の部分にですね、考える余地はなかったのかということをお伺いしたいと思うんです。 三好議員も言いましたように、合併した町とですね、合併しない町、そしてまた、県内でもですね、4市については4月の遡及はやらないということが出てますし、近隣で言いますと、琴平、多度津についてはですね、合併してないということになるんですよね。そういった中では、やはり、まんのう町が合併したということで、その遡及部分をですね、実施しなくてもいいのでないと言う部分が考えられるわけです。完全実施という部分であればですね、55歳以上云々にも関わらず、本来は完全実施という言葉やったら、やらないかんということなんですよね。それを、やっぱり崩したわけでありましてから、そんなに4月分に遡っていうことでですね、予算的な措置はですね、全然、あんまりないと思うんで、実害はないと思うんでありますので、完全実施を破るのであれば、せめて遡及部分もですね、一般職について考える余地はなかったのか、ちょっとそこだけお聞きしたいと思います。よろしく。
大岡議長 齋部総務課長	総務課長 齋部正典君。 藤田議員さんの遡及に関しての考え方、どういうふうに考えていたかということだと思います。 遡及につきましても、基本的に現在県下ですね、町はすべて行うこととなっております。ただまあ、率は多少ばらつきはござ

	齋部総務課長 大岡議長 三好議員	いますが、やるようになっております。その中で、まんのう町はこの遡及に関しましては、基本的には人事院勧告ですね、給料が上がる時には、有無を言わずに上げて、下げる時には下げないのかという批判とか、また、まんのう町の場合にはやはり非常に脆弱な税体系、全部収入としたら3割自治、税金では20%を切っているような自治体でございます。そういう中で、やはり住民のみなさんにもですね、職員はやっぱり痛みも伴うこともやっぱりやるという姿勢もやはり示していかなければですね、これからの非常に厳しい時代を迎えて行く中でですね、町の職員はぬくぬくとしとるというみたいに思われるのも、大変これはよろしくないというふうに考えまして、今回の遡及につきましては、非常に残念ではございましたが、国の人勧を受け入れるという判断をさせていただきました。 これは、あくまでも町全体を考えてのことで、決断をさせていただいたわけでございます。よって、そのあたりを酌んでいただければありがたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。 他に質疑はありませんか。 13番 三好勝利君。 一般質問ではないですけど、一般質問に近いような問題になりますけど、これはまた、近いうちに定例がありますから、十分またやらしていただきますけど、今の課長の答弁も十分、分かりますけど、例えば痛みを分かち合う、それだったら、それ以前に住民に対する行政サービスをもっと今よりすることが私は先決だと思います。 例えば、朝窓口来てでも、隣の窓口は空いておる、隣も空いておる、じっと見とると、誰一人も来んと、順番待つておると。そういう町民から見て不思議な行政サービスではなくして、やはりお客さん来たら何でしょうかと、まず出る。これがやっぱり住民サービスであって、一般的に言われるのは、おそらくこれ琴平町の、あの、まんのう町の役場がサービスが悪いから琴平町行く、善通寺行く。これはやっぱりかなわんわけなんですよ。ここしかできんのやから。その垣根を捨てて、やはり住民に対する、昨日も言われました。文化祭で色んな人と話ししてましたけど、やはり対応が遅いと。いや、朝は忙しいんです。隣の席は空いとるかと、みんなじっとこち見よるかと、何でそこで一言、何でしょうと言う対応してくれんのやということを、お叱りいただきましたから。町長、だから私が言うたでしょう。給料の面は言わんと。ただし、住民に対するサービス、それは責任持ってやってくれと。将来に対する、課長であれば、目先の、この前の、なんとか大臣みたいな答弁みたいに、適当にやっております言うような本音を言うた。本音はやっぱり言うたらいかんです。やはり、住民に対するサービスを何とかしてあげたいと。だから、私は給与のことは1回も言っておりません。特に町長なんかについては、やっぱり厳しい24時間体制で、家族ぐるみで、本当にえらい目しとるん分かります。それは。議長にしてもやはり、人の3倍ぐらい、4倍ぐらい、出とるわけで、分かります。ですから、そう
--	---------------------------------------	--

	三好議員	いうことは言いません。 ただやっぱり、そういうことで、雁字搦めにやると、今の学校と同じ問題になるんですよ。学校の先生に聞いてみてください。もういつでも辞めたいと、子どもに言われ、父兄に言われ、上から言われ、こんな馬鹿らしい職業は無いと。ただし、やはり、子どもを育て、将来この地域を何とかしたいという信念に燃えた優秀な先生が残つとるわけであって、町もややもすりゃ、そういうようになりかねないかなと。私は、次はおそらく行政の番でないかと思うん。 ですから、町長だったら、やっぱり４年間は責任があるわけですから、多少のこと言われて、ふらふら、ふらふらせずに、やっぱり俺が４年間は任せというんで、強力な指導体制をやらなければ、将来やはり、優秀なやっぱり、市長、町長、執行長は出てこなくなりますよ。こういうことで、ぐずぐず、ぐずぐずやっておりますと。私はそれはもう十分お願いしときますし、そう言う考えでやってみてくださいよ。ですから、私は給与のことは一切申しません。仕事に事は常にやかまし言います。そういうことです。町長、非常に難しいと思うけど、この４年間はよほどの事が無い限り、舵取り任せとるわけですから、考えて。
	大岡議長 栗田町長	町長 栗田隆義君。 三好議員さんの質問にお答えいたします。
	大岡議長	行政はやはり、最大のサービス産業でございますので、給料が下がったからサービスが悪くなったというようなことは、絶対言われなように、給料が下がっても、今まで以上に住民のみなさん方に気持ち良く役場の方へ来ていただけるような環境づくりに努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。
		他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただ今議題となっております、議案第２号、議案第３号の２議案は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに、異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。

日程第 6	大岡議長	よって、議案第 2 号、議案第 3 号の 2 議案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより、議案第 2 号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についての討論にはいります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 2 号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 これより、議案第 3 号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 3 号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 6 議案第 4 号 工事請負変更契約の締結について、平成 21 年度地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、琴南小学校ランチルーム新築工事の件を議題といたします。
--------------	-------------	--

	大岡議長 栗田町長 大岡議長 長田学校教育課長	提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました、議案第4号 工事請負変更契約の締結について、平成21年度地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、琴南小学校ランチルーム新築工事についてご説明を申し上げます。 工事請負変更契約について、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。 変更増の契約金額1,412万2,500円、うち消費税にかかる消費税の額は67万2,500円でございます。契約日は22年7月29日、契約の相手方は、香川県高松市福岡町4丁目28番30の小竹工業株式会社、代表取締役 小竹和夫。以上でございます。 詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 学校教育課長 長田徹君。 それでは、変更内容の概要説明をさせていただきます。お手元に配布をさせていただいております資料に基づき、説明をいたします。 まず、建築工事でございますが、土工事の変更といたしまして、当初、建設発生土の場外運搬処理を227立米計上してございましたが、根切り土のほとんどが玉石であったため、処分費が不要となるよう変更したものでございます。 次に、未確定でありました門周りの整備、アスファルト舗装であります。図面番号、右下に番号書いてございますが、60及び61でお示しいたしておりますように、整備をいたしたいと計上いたしております。 また、既設校舎の防火性能を高めるために、2階の音楽教室に編み入りガラスの設置を計上させていただいております。 次に、設備工事の変更でございますが、厨房施設内での空調設備の設置でございます。町内の他の厨房施設での空調設備はありませんが、昨今、地球温暖化によります、かつ安全安心な給食作りのために、将来空調を行う方向となったため、今回設置することといたしました。図面番号M-6/23であります。空調、すいません。空冷付きパッケージエアコン5台、及びルームエアコン2台でございます。2台同時運転型がありますので、図面上の室外機は8台となっております。なお、ランチルームにつきましては、当初の予定どおり、従来のランチルームで使用してございました既設空冷式パッケージエアコンを再利用いたします。 次に、屋外配水管の設置でございますが、既設の廃水桝への接続が土管で土器川へ放流しているため、改修ができません。新たに校舎東側の既設の配水桝へ接続することといたしました。また、自動手指洗浄消毒器ですが、琴南学校給食調理場から2台移設
--	---	---

	長田学校 教育課長	する予定でしたが、今後とも琴南学校給食場でも必要であるということで、新設といたしました。 最後に、厨房機器の変更であります、当初お示しをさせていただいた移設予定でありましたもののうち、冷凍庫と冷蔵庫それぞれ1台につきまして、開閉ドアの傷み等がありまして、現在は何とか使える状態ではございますけれども、新しいランチルーム、調理場におきましては、新設をすると、ということをお願いをいたしたい。また、現場の調理員、栄養主任技師の要望から、冷蔵庫の幅を600から750といたしました。
	大岡議長	以上が、変更理由の主なものでございます。よろしくをお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。
	三好議員	13番 三好勝利君。 今、課長の説明で十分まあ、端的には分かります。ただ、一部の品物においては、古いものを活用する。一般的に言えば、物を大事にする立派な考えだなと。椅子、テーブルは大丈夫です。電化製品とかそういう製品は、古いのを使うと電気代が3倍ぐらいいります。今、もの凄い省エネ、エコ関連というので、車もテレビも冷蔵庫もすべて省エネになっております。そういうことも考慮して、1つの部品を例えば使って、ああ、なるほどよう町も考えとるなという考えでやられたのか、それともまだ十分評価できるのか。できたら、この際、新しく代えるべきだと。それと厨房の冷蔵庫が云々言うのは、私は始め再三言うたでしょう。はっきり言うて。厨房の場合は使う者の身になってやってくれと。課長とか、担当者、それを全然、中へ入って皿も洗ったことがない者が、云々と言うんではやっぱりだめなんですよ、これは。我々はやっぱりそういう仕事しておりましたから。ですから、前も申しあげました。ホテル業でも、あれほどワンマンな社長がおってでも、厨房に関してはその調理場の分の責任者に全部マイナーチェンジを任すんですよ。だって、能率が悪いから。ですから、10人いるところを8人でいけるとか。新しく機械を入れて、例えばその機材を入れることによって1人の臨時雇用が助かるとか、そういうことがあるんです。たったこれぐらいの分で、この大きな金額の追加でしょ。今度、今後これ今、目の前には、ぶら下がると、大けな何十億と言う町の歴史に残るような大きな事業が待っておるんですよ。こういうのはやっぱり教訓を生かして十分考えていただかなければいけない。ただ、気が付いてやるのは、そら、結構ですよ。後からやるんだったら、3倍金がかかりますから。この際やれば、何とか言うのはありますけど。それでこれは、何%だったかな、忘れちゃけど、入札率が。その比率で来ると思いますから、まあ、ええか、悪いかは後の判断になると思います。ですから、やらなければいけないところは、やらなければいけないけど、始めからこれぐらいのことは、やっぱり発注する側は十分

	三好議員	考えてやっていただきたいと思います。今後も大きな事業が目の前にぶら下がってるわけですから、これでこれぐらいの金額。もしあれだったら、この何倍も、何十倍もの金額になるんですよ。そういった場合には、そのまた追加がまた何十倍になってこようかと思しますので、十分検討していただいて、この給食センターランチルームはできるのは結構です。冷蔵庫の大きさですか。それはやはり、調理場から出てきた意見だったら、調理場の給食室やなんか言うのをもう調理する人が9割方権限、やるわけですから。そのへんは、やはり、行政、お上の事務レベルでなくして、現場の意見を十二分に尊重して働きやすい環境、それからまた、空調関係、これなんかも今やるんでなくして、その設計の段階でおそらく分かっている。ですから、設計を出すんだったら、立派なところへ出してくださいと。地元とか云々、色んなしがらみがあると思いますけど、設計は一番の基本ですから、これ。車にしても、電気にしても、設計が基本ですから。あの日本一の自動車会社なんか、どれぐらい研究にかかっているか分かりますか。約8,000億から1兆円の研究費をかけとんですよ。だから、あれだけの素晴らしい車ができるんですよ。ですから、やはりもし、そういうようなことを事業する場合には、やはり、学校のマイナーだったら、学校の現場の先生の意見と。調理場だったら、食べる方の意見も大事ですけど、やはり作る人がやはり、5人のところ1人で、4人でいけると、そういうような人間の省エネの関係のような設計をやっぱりやってる業者に発注してくださいよ。業者が一番、あの、設計が一番ですから、これは。はっきり言うて。そのための、設計屋は設計の専門会社ですから。しがらみがあって色んなところがあって発注すると思いますけど、やはりそのへんは後からどうこうないように。我々はそういうのに関しては素人ですから。ただ、さっきも言うたように、現場で調理する人は調理場の意見を聞いてみると、あの方がいい、この方がいい。冷蔵庫のセット。我々としても、やっぱり道の駅をやっております。それに関しては、本当に調理場の配置図に無駄が多いです。ですから、2人ほど余分な人間がいております。あれを少し変動すればよかったかと、非常に反省に立っております。温泉もやりました。温泉の場合も初めの設計図よりかは、だいぶマイナーチェンジしました。それと、本当にスムーズな流れになっております。これ実際に体験しておりますから、言うわけですから。そのへんは、担当の課長、十分まあな、立派な人がおいでるんやから、そのへんは十分現場と意見をして、なお、これでだめだったら早急にできてからでは遅いですから、協議してやってください。だから、これが反対とは言うんでなくして、やはりこういうことがおきるんだから、やっぱり十分、設計の段階において、合意して我々の方には、やっぱり金額とある程度のチェンジ、設計ですから、きませんから、我々が見ても、素人ですから分からんので、これは。ね。以前は、我々の道の駅を作った時には、議員の中に本職の大工さんもおられました。その方が見てみたら、まあいいだろうと。あんたが言うんだったら、我々は素人やからこの平面図では分からんと。立体でないと。やってみたら、やっぱり、大きな不合理ができております。私はそういう経験を踏まえておりますから、やる時には本当に十分慎重に考えて、設計を考えて、やっていただきたいと思うのが、質問というか、要望です。終わります。
--	------	---

	三好議員 大岡議長 長田学校 教育課長 大岡議長 三好議員 大岡議長	す。それに対して、まあちょっと一言ぐらいは、返答いただきたいです。 学校教育課長 長田徹君。 ただ今の三好議員さんのご質問にお答えをいたします。 現場の意見はやはり当初契約のご承認いただきます時にも、ご意見がございましたように、私ども担当の方が現場の、先ほど申した栄養主任技師また調理員と頻繁にですね、会議とか話合いを重ねまして、既設の冷蔵庫の再利用に、冷蔵庫他の機器のですね、再利用についてもやはり十分耐え得る物については、やはりもう再利用させていただきたいということで、今申しましたように冷凍庫と冷蔵庫については、もう再利用が少しできないと、耐えられないと。今使えることは使っておるんですけども、やはり傷みがあるということで、その、それも一端でございますけれども、色々協議をしながらですね、やっております。今、ご質問の中にもございました動線等をですね、動きやすいような設備についても、現場の人達と相談をしながら、設計業者の方をお願いをしているところでございますので、よろしく願いをいたします。 13番 三好勝利君。 課長の答弁分かります。だから、結局、この部品をね、使うものは使うと。あ、やっぱり十分考えて儉約しとるなど、そら分かります。ただし、これには全部電気がつきまとう。これで、私ですよ、椅子とかテーブルとか、茶碗の籠とかそういうのは、全然後の経費がかかりません。それから、洗い場にしても、シュッとあの蒸気で今洗って、瞬間乾燥できる、昔は手で洗っておりますけど、そんなんはおそらく付いておるでしょう。ですから、そのへんの例えばこのね、500万の部品を、あと何とかガラガラ言いながら10年延ばして使って、電気代を極端に言えば、100万いるか。それとも新しい分に代えて、電気代を20万で終わるか、いうのを私はもう最近、2、3年前ですけど、オール電化にやりました。心配してたけど、電化になったらひょっと高いんでないかと思ったけど、我が家の家計で燃料費とか光熱費で年間に、やはり月に平均したら、だいたい1万8,000円ぐらい安くなっております。はっきり言うて。ですから、それをあんまり進めると、燃料業者とか、そこにおります燃料業者とか色々おりますから、ま、賛否両論がありますけど、これはやはり行政サイドとしてやはり指導していただいて、まして高齢者、余分になりますけど高齢者社会ですから、もし、電気、あの、火を出せば火事、それやったら逃げ遅れ焼け死んでしまうと、そういうような事態もありますので、総合的に考えて私は申しあげてあるだけで、この分がどうこう、追加したのが悪いとは言っていないですよ。もし、やるんだったら、そういうことも考えてやってくださいと、今言っておるわけで、皮肉に取るか、ええ意見と取るか、それはおたくの考え次第です。はい、以上です。 答弁はいいですか。
--	---	--

三好議員 大岡議長 長田学校 教育課長		もうちょっと、これ、締めなんだから、これ・・・ 学校教育課長 長田徹君。 三好議員さんの再質問にお答えをいたします。 大変貴重なご意見をいただきまして、やはり総合的な観点で、我々も行政を進めていく必要があるのだなと、なおさらに感じておりますので、今後ともよろしくご指導をお願いいたしたと思います。以上でございます。 (我々よりかは、頭がええんじゃきん、頼むぜ。)
大岡議長 田岡議員		2 番 田岡秀俊君。 1 点だけ、質問させていただきたいと思います。 この事業は、昨年度、平成 2 1 年度の地域活性化臨交金事業の繰越の分という認識を持っておりますけれど、今年の 7 月 2 9 日に入札結果が臨時議会の方で出てきたということであります。その時点ですすね、今回のこの、ちょっと追加の金額が、ちょっと大きいので、7 月の時点でこの、先ほど内容の変更増の部分で説明ありましたけれども、その入札時点でその内容について、認識があったのか。あった上で、予算の関係で、補正でというふうな形になったのか、工事に入ってからこういうことが出てきたのか、その点だけ、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。
大岡議長 長田学校 教育課長		学校教育課長 長田徹君。 田岡議員さんのご質問にお答えをいたします。 おっしゃったように平成 2 1 年度の繰越事業でございまして、7 月の 2 9 日に入札結果のご議決をいただきました。その時に、今回の追加の内容が把握できていなかったかどうかということでございますが、確かに、やはり未確定の舗装とか門扉等につきましてはですすね、工事をする必要があったということでございますけれども、やはり予算が括られておりますので、予算を超えての設計図書による入札というものは不可能でございます。結果的に、執行じゃないわ、入札ですすね、落札で予算内の金額が出てきたということになります。やはりどうしても先ほど言いました予算を超えての入札ができないということで、あえて項目を減しておったというところも、ないことはないんですけれども、おおだいたいなところはやはり必要不可欠なものの工事と言うんですかね、設備工事等も含めましてですすね、をやっておりますので、予算があまったからやったというものでは決してございません。どうしても必要であるので、今回の補正、補正じゃ無いわ、変更契約ということをお願いしているものでございますので、何卒よろしくをお願いをいたしたいと思います。
大岡議長		1 5 番 川原茂行君。

	川原議員 大岡議長 長田学校 教育課長 大岡議長 川原議員 大岡議長 長田学校 教育課長 大岡議長 谷森議員	色々、前任の方が質問いたしておりますが、これも考えてみますとね、変更内容が当然、これもうすべてが事前に我々としたら、分かっておらなんだらいかなのですね。この内容。もう、今言う、色んな手法としてやられたところもあるん。けども、この字句を見る限り、これちっと考え方が甘いね。考え方が甘いんですよ。十分詰めてないから、こういうことになるん。この点を、まずはきちんと考え方、お聞きいたします。これすべて始めから分かっておらなんだら、おかしいん。この変更が途中でどうしてもこれ、こうせないかんというような字句ないじゃないですか、これ。これは当然始めから分かっると問題ばかりが出てきとんで、ここへ。変更で。この点の当初の取り組み方、これが私は慎重性に十分欠けとる。と、そう言うか、勉強不足か、どっちかなんですよ。これ。この点をどういう考えで最初やられたか。この点をお聞きいたします。 学校教育課長 長田徹君。 川原議員さんのご質問にお答えいたします。 議員ご指摘のとおり、平成21年度の国の地域活性化臨時交付金事業でありまして、当初、私どもの事業だけではなくて、他の事業も含めまして申請をいたしておったわけでございますけれども、何分にも事業費の確定に不十分なところがあったことは否めないことでございます。やはり当初、平米いくらと、というような感覚でですね、財政当局の方に予算要望をいたしておりましたが、やはりこれでは、あと精査していく中ですね、十分ではないということが分かってまいりましたけれども、どうしても予算をもう縛って、括っておりましたので、今回こういうことでお願いをいたしたいということになりました。 今後はですね、十分に設計図書ができあがった後の発注というふうに努めてはおりますけれども、今回のこの琴南小学校のランチルームにつきましては、時間的なものと言うと私どもの非常に怠慢ということになるかとは思いますが、事業費の確定が十分にできていなかったもので、こういうことになりました。どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。 15番 川原茂行君。 私が申しあげておるのは、課長ね、お願いしますは、我々もこれもう、やらないかんのやから、そら認めとん、ね。これは、私の勉強不足でしたという一言がなぜ出ない。ここを言いよんです。どう思いますか。 学校教育課長 長田徹君。 川原議員さんの再質問にお答えをいたします。 確かに私の勉強不足でございましたので、どうぞよろしくお願いをいたします。ご容赦いただきます。 17番 谷森哲雄君。 色々と質疑が出ておりますが、いわゆるこの最初の工事に対する追加の工事、これはもう1割超えておると。それと、その中で
--	--	--

谷森議員	食品の保存と言うんですか。
長田学校 教育課長	食品の保管庫については、従来の保管庫のままだと。今回新設するかどうかということでございますね。ちょっとお待ちいただけますか。はい、すいません。
大岡議長	課長、答弁。
長田課長	保管庫を新設するか、移設するかと。
谷森議員	何年か前に購入した分を使用するのか、新たに購入するのか。
長田課長	当初使用するもののリストの中に、ちょっと入っておったかどうか、今、記憶にございません。すいません、はい。 (ちょっと、議長、あの、)
大岡議長	谷森君、ちょっとまだ許可してないんですけど。今、谷森議員の方から資料提出というような要望がございましたので、ここで、11時まで、休憩といたします。その間に、課長の方で資料提出よろしくお願いします。 課長。11時まで休憩で、その間に資料提出。 11時まで休憩といたします。(休憩 午前10時40分)
長田学校 教育課長	それでは休憩を戻しまして、会議を再開いたします。(再開 午前11時00分) 先ほど、谷森議員さんの質問に対し、学校教育課長 長田徹君、答弁。 谷森議員さんの先ほどのご質問でお答えできなかったものについて、2点お答えをいたします。 今、お手元に、まず1点目はお手元にご配布をさせていただきとります、変更内容での、それぞれの今のところの直接工事費と共通費でございます。若干、円単位になってございますので、多少の数字の移動はあるかとは思いますが、おおだいなところはこれでございます。 それから、食品保管庫の件でございますけれども、冷蔵庫と冷凍庫のことであろうかなと思いますけれども、これにつきましては、当初より新しく、新設ですね、新規に購入して設置をするという予定でございまして、変更はございません。以上でございます。よろしくお願いいたします。
大岡議長	他に質疑はございませんか。
高木議員	16番 高木堅君。 教育課長、大変これ勉強して出して来とんやろうと思うけど、ちょっと、やはりこれ、これだけ詳細に書いてくれてしとるんは、

	高木議員	多々、本当に細かく説明しているなというんは十二分に分かります。
		なお、ただはっきりしたこれ、焦点がぼけているような答弁の中で、焦点が本当にぼけているような受け止め方が取られるんですが、私のこれ勘違いかも分からのやけど、やっぱり当初、臨交金のそれに対して、課長がこの分の金額で、いっぱいやって、それがもう枠内の当初のランチルームの入札やったということで、あと、なお且つこれだけのもんは必要なかったけど、これは当然せないかんもんで、変更で出したというような答弁の仕方してくれたら、一番これすっきりしたんでないかなと、私はそういう認識しております。そういう認識の受け止め方で、間違いがあるんなら、ちょっと間違いだと。なま、合ってるというんやったら、概ね合ってるというような、やっぱり我々も認識がしたいので、そのへんをちょっと答弁、すっきりしていただけないですか。
	大岡議長 長田学校 教育課長	学校教育課長 長田徹君。 高木議員さんのご質問にお答えをいたします。 議員おっしゃるとおり、臨交金の予算を当初、いわゆる表現の仕方がいいかどうか分かりませんが、ざっくり平米掛けるいくらということで、予算要望いたしまして、やはり、予算が足りなかったというところで、今回の変更契約等をお願いをいたすということで、議員おっしゃるとおりでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。
	大岡議長 高木議員	16番 高木堅君。 今、課長の答弁でもうすっきりしたわけですけど、これ、そしたら一番大事なことをちょっとお尋ねしたいんですが、これ、本体工事に除けるのは別やけど、特に、普通の住宅でもそうなんですけど、排水等の工事というのは、いの一番にこれ、必要なことやな。確認申請取る段階でも当然なからいかん問題ですね。それを変更で出てきて、これ通すというのは、根本的な、大けなこれ、問題が生じておると思うんや。 それと、一番に2、3、000万の工事でも、設備これ、かなりこれ多いですね。765万、765万3、000円云々。それとか、何ですか、手洗いとか排水管云々まあ、それは先ほど言った分ですが、特に1点だけ取ってでも設備工事765万3、000円ポーンとこう出てきとんやけど、暖房機100飛びの8万ですか。これは当然、設備と本体工事2、3、000万の工事でも全部分離発注して、町ができるだけしよるというような構えで、ずっと今、ここ近年通して来とんやけど、そのへんの考えは当然これ、変更で出すんやったら、そういった形の分で、別、町内の設備、電気関係の業者に設備発注をするという考えはあったか、なかったでしょうか。そのへんをお伺いしたらと思います。
	大岡議長 長田課長	学校教育課長 長田徹君。 高木議員さんの再質問にお答えをいたします。

	長田学校教育課長 大岡議長 高木議員 大岡議長	設備、厨房等の工事についての分離発注、いわゆる地元業者、町内業者ですかね、等の発注の予定は計画したかどうかということでございますけれども、今回の工事の場合、やはり新築工事ということでございまして、やはり工程等の関係でですね、建物内の工事が多ございますので、やはり設備も厨房も一体にですね、入札をかけさしていただいたということになってございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。 16番 高木堅君。 課長、その場、その場だけの答弁してでも、してもらったんでは困るで、これね。はっきりした姿勢、今後、もうこれ以上は言いませんけど、我が十分認識されとると思うんで言いませんけど、十二分にすっきりした形をお願いしときます。 なお、これで2遍聞いたんですけど、課長が平米云々、ざっくりした、ざっくり平米なんぼ云々言う、まあ、色々先ほども先日来も問題になったんですが、そういった漠然とした、平米云々とか、それでなしに、やはりある程度のことは、把握してこれだけのもんがやって、これだけの分の設備が要って、だいたいこれやと言うんは、それこそ設計士にいちいち金払わんでも、そのへんは十分執行部でもキャリアの古い、やっぱりしっかりした課長連中がようけおるんやきん、そのへん十分、分かるんでないかと思うん。そのへん、平米云々で掛けて云々とか言うん、そなな感じいうんは、今後その物の言い方、大変これちょっと気になるんですが。そしたら、課長、鉄骨やったら平米何ぼ、ね、木造やったら平米何ぼ、鉄筋やったら平米何ぼ、ね。そういった分、色々これまた、聞かないかんようになってくるん。あんたの知識ではこれ絶対ないと思うんや。だったら、ある程度の基礎っていうんは、設計業者にあらかた概略こういうの分のだいたいこんぐらいの感じのもんで、内容はこういうもんでしたいんやけど、だいたい実際何ぼかかりますかと。どのぐらい、概ねの予算は要るやろうかというんで、概ねこれはこれで部分わけして、だいたい、これぐらい何千万、何億の金額になりますと、なるんですがということを、やっぱり我々議会のど素人ばかり揃とんですから、そのへんをよう分かるように説明今後していただくように、この場を借ってお願いしときます。答弁要りません。 他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
--	--	--

	大岡議長	異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。 これにて、会議を閉じます。 これにて、平成２２年第４回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。
	閉 会	閉 会 午前１１時１５分

		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。
--	--	---------------------------------

平成22年11月29日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--